

「 事業の担保化と金融機関のガバナンスを巡る諸問題についての一考察（要旨） 」

日本政策投資銀行 若林 茂樹

わが国では戦後、有担保原則の下、担保付与信が広く行われてきた。そして担保法制は、担保付与信を行う者に対してその経済的ニーズに応じた法的保護を与えることによって、担保付与信を望む債権者・債務者の両当事者にそのニーズに応じた与信取引を可能とした。担保権とは、法律上は、担保権を設定した財産を換価・処分し、そこから優先弁済を受けられる権利であると定義される。この観点からは、担保権設定の対象となる財産は、物として安定的な価値を有するものが望ましい。こうした背景から、銀行にとって物的担保とは不動産と有価証券に限定され、動産・債権担保は不動産担保を補完する添え担保として位置付けられてきた。しかし、それでは不動産や有価証券を有しない企業は資金調達が困難であるという問題が指摘されていた。

近時、債権流動化といった金融取引の発達にみられるように、不動産以外でも収益を生み出す特定の債権があれば、かかる収益を担保として資金調達を行う仕組みが多く利用されるようになった。2020年12月に、金融庁の「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」が「事業成長担保権（仮称）」という、事業全体を評価して担保とする構想を示し、また、2021年4月には、法務省の「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」が事業全体の価値を担保に取れる包括的な担保法制の可能性を示すなど、不動産と有価証券以外の担保価値を正面から認めるような担保制度が注目され、検討が進められている。

英米法では、既に包括担保、浮動担保制度が利用されているが、その前提とする理念、概念がわが国のそれとは根本的に異なるものであり、担保法制にかかる英米法への統一といった世界的な動向は、担保対象の特定性を重視してきたわが国の担保法制に対する大いなるチャレンジと考えられる。しかし、包括担保、浮動担保は、中小企業金融の分野を中心に資金調達の多様化を促す仕組みとしての意義が認められること、わが国の金融取引に英米法の概念を取り入れたものが益々増加していることといったわが国の現状、更にはまた、世界的な傾向として包括的、浮動担保を許容する流れにあること、といった事情に鑑みれば、担保法制をその理念・概念から覆すことになろうとも、わが国において英米式の新しい担保モデルの実現に向け、より踏み込んだ検討のなされる意義はあると思われる。

本稿では、わが国における事業収益の担保化にかかる課題を整理するとともに、かかる担保に関して、コーポレートガバナンスの観点から、主に金融機関、債務者、その他利害関係者の権利調整を行う際の視点も加味し、考察を行うこととする。

以 上

キーワード： 金融制度、包括担保、コーポレートガバナンス